

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年2月26日

大臣発言

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生している状況にあります。国土交通省が所管する各分野においても、感染者が発生しているところです。感染の流行を早期に終息させるためには、感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することが、今後の国内の流行を抑える上で重要です。
- このような状況を踏まえ、国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、昨日（25日）の政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されました。

（感染予防対策やテレワーク・時差出勤の働きかけ）

- 不特定多数の方が利用される公共交通の分野における感染拡大防止対策については、これまで国土交通省として、関係事業者に対して、従業員のマスク着用や手洗い、駅等への消毒液の設置等の徹底を図ってまいりました。
- 政府の基本方針において、まさに今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であることが示されたことから、昨日より、鉄道・バス等の公共交通機関の利用者に対し直接、駅や車内において、マスク着用等の咳エチケットへの協力のほか、テレワーク・時差出勤の働きかけを開始したところです。
- さらに、鉄道・バス以外の公共交通機関や、道の駅、高速道路のSA・PAその他の国土交通省が所管する多数の人が集まる施

設においても、利用者に対し、感染予防対策やテレワーク・時差出勤等への協力をアナウンス、ポスター、SNSなどの手段により呼びかけるなどの取組を要請してください。

- また、本日（26日）先ほど、私は、経済産業大臣や厚生労働大臣とともに、経済団体や連合の代表の方々にお会いし、公共交通機関の混雑緩和が感染拡大を防止する観点から重要であることを踏まえ、テレワークや時差出勤の積極的な活用への協力を直接お願いしたところです。
- 加えて、国土交通省の職員においても、昨日（25日）より、できる限り「早出遅出」勤務を行うとともに、テレワークの効果的な活用を徹底するなどの本格的な取組を開始したところですが、所管業界においてもこうした取組を積極的に行うよう、改めて周知徹底を図ってください。

（イベント開催の自粛）

- 次に、本日（26日）の政府対策本部において多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請することが決定されました。
- 当該要請の内容を直ちに所管業界に周知徹底するとともに、所管業界におけるイベント等の開催については、「基本方針」に従って開催の必要性を改めて検討するよう要請してください。

（韓国的一部地域に滞在歴のある外国人の入国拒否措置）

- さらに、韓国の大邱広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴のある外国人については、現地における各種状況を踏まえ、当分の間、特段の事情がない限り、入管法に基づき、入国拒否の措置を講じることとなりました。
- 日韓の間は航空、フェリーとも活発な往来がありますが、水際対策の観点から、航空事業者や海運事業者、空港・港湾の管理者

において、これまでの中国湖北省等からの入国拒否の措置に伴う対応と同様に、旅客への周知やC I Q官庁との連携を行うことにより、当該措置の確実な徹底を図ってください。

(ダイヤモンド・プリンセス号の乗員の下船対応)

- ダイヤモンド・プリンセス号については、今月19日から23日にかけて983名の乗客の皆様の下船が行われるなど、今後は、船内に残る乗員の下船について対応を本格化する必要があります。乗員の下船については、国土交通省として、船舶の技術や運航に知見を有する立場から、同船が、必要な機能を維持しながら、乗員の下船に向けたオペレーションを円滑に進められるよう、厚生労働省や船会社等との連絡調整を図ってください。

(観光業等の所管産業への影響と対策)

- また、観光業をはじめとする産業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、旅行者のキャンセルが相当数出ているなどの状況となっています。先日（13日）決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づく資金繰りの支援や雇用の確保に全力で取り組むとともに、感染拡大の影響を受ける事業者の実態や地域の置かれた状況の変化等を見極めつつ、きめ細かい対応を行ってください。
- あわせて、感染の流行を早期に終息させるよう、感染拡大防止策を徹底することは勿論ですが、観光業などの産業が早期に感染流行の影響から脱し、回復していくよう、今の段階から、どのような施策が効果的か、検討を進めておいてください。
- 私からは以上です。

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房危機管理室 竹内、新田
03-5253-8111（内線 22085、22087）
03-5253-8945（直通）